

浦安市心身障がい児手当支給条例施行規則をここに公布する。

令和4年3月31日

浦安市長

浦安市規則第34号

浦安市心身障がい児手当支給条例施行規則

浦安市心身障がい児手当支給条例施行規則（昭和56年規則第102号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、浦安市心身障がい児手当支給条例（昭和56年条例第73号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（認定の請求）

第2条 条例第6条の規定による手当の受給資格についての認定の請求は、浦安市心身障がい児手当認定請求書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出することによって行わなければならない。

- (1) 認定を受けようとする者及び心身障がい児の戸籍の謄本又は抄本並びに認定を受けようとする者及び心身障がい児の属する世帯の全員の住民票の写し
- (2) 心身障がい児の身体障害者手帳又は療育手帳の写し（更生相談所又は児童相談所の判定を受けることが困難な心身障がい児にあっては、医師の証明書）
- (3) 条例第3条第1項第5号の規定に該当する者にあつては、ねたきり身体障がい児日常生活現況届（別記第2号様式）

（認定の通知）

第3条 市長は、認定の請求があつた場合において、受給資格の認定をしたときは、当該受給資格者に、浦安市心身障がい児手当認定通知書（別記第3号様式）によりその旨を通知するものとする。

（認定請求の却下通知）

第4条 市長は、認定の請求があつた場合において、受給資格がないと認めるときは、当該請求者に、浦安市心身障がい児手当認定請求却下通知書（別記第4号様式）によりその旨を通知するものとする。

(現況の届出)

第5条 手当の支給を受けている者(以下「受給者」という。)は、浦安市心身障がい児手当受給者現況届(別記第5号様式)に、次に掲げる書類を添えて、毎年5月15日から6月14日までの間に、市長に提出しなければならない。

- (1) 心身障がい児の身体障害者手帳又は療育手帳の写し(更生相談所又は児童相談所の判定を受けることが困難な心身障がい児にあつては、医師の証明書)
- (2) 条例第4条第2項に該当する者については、当該施設等へ入所していることを証する書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(氏名変更の届出)

第6条 受給者又は心身障がい児は、氏名を変更したときは、浦安市心身障がい児手当氏名・住所変更届(別記第6号様式)に当該受給者又は心身障がい児の戸籍の抄本又は住民票の写しを添えて、14日以内に、市長に提出しなければならない。

(住所変更の届出)

第7条 受給者又は心身障がい児は、住所を変更したときは、浦安市心身障がい児手当氏名・住所変更届(別記第6号様式)に当該受給者又は心身障がい児の住民票の写しを添えて、14日以内に、市長に提出しなければならない。

(受給資格喪失の届出)

第8条 受給者は、条例第4条に規定する支給要件に該当しなくなったときは、速やかに、浦安市心身障がい児手当受給資格喪失届(別記第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(死亡の届出)

第9条 受給者又は心身障がい児が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者は、浦安市心身障がい児手当受給資格喪失届(別記第7号様式)にその死亡を証する書類を添えて、14日以内に、市長に提出しなければならない。

(受給資格喪失の通知)

第10条 市長は、受給者の受給資格が消滅したときは、その者(その者が死

亡した場合にあっては、前条に規定する死亡の届出義務者とする。)に、浦安市心身障がい児手当受給資格喪失通知書(別記第8号様式)によりその旨を通知するものとする。

(手当の支払の通知)

第11条 市長は、手当の支払を確認したときは、受給者に対し、浦安市心身障がい児手当支払通知書(別記第9号様式)により、支払をした旨を通知するものとする。

(未支払の手当の請求)

第12条 条例第10条に規定する未支払の手当を受けようとする者は、浦安市心身障がい児手当未支払手当請求書(別記第10号様式)に住民票の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(口頭による請求)

第13条 市長は、この規則に規定する請求書又は届書を作成することができない特別の事情があると認めるときは、当該請求者又は届出者の口頭による陳述を当該職員に聴取させた上で、必要な措置をとることによって、当該請求書又は届書の提出に代えることができる。

2 前項の陳述を聴取した当該職員は、陳述事項に基づいて所定の請求書又は届書の様式に従って聴取書を作成し、これを陳述者に読み聞かせた上で、陳述者とともに氏名を記載しなければならない。

(添付書類の省略等)

第14条 市長は、この規則の規定により請求書又は届書に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

2 市長は、非常災害に際して特に必要があると認めるときは、この規則の規定により請求書若しくは届書に添えなければならない書類の提出を省略させ、又はこれに代わるべき他の書類を添えて提出させることができる。

(身分を示す証明書)

第15条 条例第14条第3項の規定により当該職員が携帯すべき身分を示す証明書は、浦安市心身障がい児手当受給資格調査員証(別記第11号様式)によるものとする。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、心身障がい児手当の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 2 条）

（表）

浦安市心身障がい児手当認定請求書

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所
請求者 氏 名
電話番号

浦安市心身障がい児手当支給条例第 6 条第 1 項の規定により、心身障がい児手当の支給を受けたいので、関係書類を添えて、受給資格の認定を請求します。

心 身 障 が い 児	フリガナ		請 求 者 との続柄		
	氏 名				
	生年月日				年 齢
	住 所				
	知的障がい	療育手帳	交 付 年 月 日		
			発 行 者		
			手 帳 番 号		
			障がいの程度		
	身体障がい	身体障害者手帳	交 付 年 月 日		
			発 行 者		
手 帳 番 号					
		等 級			
ねたきり身体障がい	身体障害者手帳	交 付 年 月 日			
		発 行 者			
		手 帳 番 号			
		等 級			
保 護 者	フリガナ		心身障がいの 続柄		
	氏 名				
	生年月日				
	住 所				

添付書類

- 1 心身障がい児及び保護者の戸籍の謄本又は抄本並びに心身障がい児及び保護者の属する世帯の全員の住民票の写し
- 2 心身障がい児の身体障害者手帳又は療育手帳の写し（更生相談所又は児童相談所の判定を受けることが困難な心身障がい児にあっては、医師の証明書）
- 3 ねたきり身体障がいに該当する者にあっては、ねたきり身体障がい児日常生活現況届（別記第 2 号様式）

(裏)

認定請求の際の確認事項

① 施設等への入所状況	
----------------	--

注 障害児入所施設等に入所している場合は、国の障害児福祉手当の取扱いと同様に、手当の対象外となります。

② 保護者及び心身障がい児の居住の実態	
------------------------	--

注 手当の支給要件は、保護者が、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていることです。本市の住民基本台帳に記録されていても、居住の実態が市外の場合は、手当の対象外となります。

第2号様式（第2条第3号）

ねたきり身体障がい児日常生活現況届

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所
請求者
氏 名

浦安市心身障がい児手当支給条例施行規則第2条第3号の規定により、次のとおり届け出ます。

心 身 障 が い 児	フリガナ		ねたきり の 期 間		
	氏 名				
	生年月日				
	住 所				
	ねたきりとなつた原因 （傷病名）				
	介 護 の 程 度	食 事			
		排 便			
		入 浴			
その他					

第3号様式（第3条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市心身障がい児手当認定通知書

年 月 日付けで請求のあった心身障がい児手当の受給資格について、浦安市心身障がい児手当支給条例第6条第1項の規定により次のとおり認定したので、通知します。

受給者氏名			
受給者住所			
支給手当月額		支給開始年月	
支給期月			

注 受給者又は心身障がい児が次に該当するときは、届出が必要です。

- 1 市外に居住し、又は転出したとき。
- 2 心身障がい児が、障害児入所施設等の施設に入所したとき。
- 3 死亡したとき。
- 4 心身障がい児の障がいの程度が変わったとき。
- 5 住所又は氏名を変更したとき。

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式（第4条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市心身障がい児手当認定請求却下通知書

年 月 日付で請求のあった心身障がい児手当の受給資格の認定について、浦安市心身障がい児手当支給条例第6条第1項の規定により次のとおり却下したので、通知します。

氏 名	
住 所	
却下の理由	

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第5条）

浦安市心身障がい児手当受給者現況届

年 月 日

（宛先） 浦安市長

届出者 住所
氏名
受給者との続柄

浦安市心身障がい児手当支給条例施行規則第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

受給者	氏名	
	住所	
心身障がい児	氏名	
	住所	

①障がいの内容	
---------	--

注 必要に応じ、心身障がい児に、医師等の診断又は更生相談所の判定を受けていただく場合があります。

②施設等への入所状況	
------------	--

注 心身障がい児が障害児入所施設等に入所している場合は、国の障害児福祉手当の取扱いと同様に、手当の対象外となります。

③受給者及び心身障がい児の居住の実態	
--------------------	--

注 手当の支給要件は、保護者が、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていることです。本市の住民基本台帳に記録されていても、居住の実態が市外の場合は、手当の対象外となります。

添付書類

- 1 心身障がい児の身体障害者手帳又は療育手帳の写し（更生相談所又は児童相談所の判定を受けることが困難な心身障がい児にあっては、医師の証明書）
- 2 障害児入所施設等に入所している者については、当該施設等へ入所していることを証する書類の写し

第6号様式（第6条・第7条）

浦安市心身障がい児手当氏名・住所変更届

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所

届出者 氏 名

受給者との続柄

次のとおり氏名・住所を変更しましたので、浦安市心身障がい児手当支給条例
施行規則第6条・第7条の規定により、届け出ます。

受 給 者	氏 名	新	
		旧	
	住 所	新	
		旧	
変 更 年 月 日			
心 身 障 が い 児	氏 名	新	
		旧	
	住 所	新	
		旧	
変 更 年 月 日			

第7号様式（第8条・第9条）

浦安市心身障がい児手当受給資格喪失届

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所
届出者 氏 名
受給者との続柄

次のとおり心身障がい児手当を受ける資格がなくなりましたので、浦安市心身障がい児手当支給条例施行規則第8条・第9条の規定により届け出ます。

受給者	住 所		
	氏 名		
支給要件に該当しなくなった理由			
支給要件に該当しなくなった年月日			
転出した場合の転出先住所		電話番号	

第 8 号様式（第10条）

第 年 月 日 号

様

浦安市長



浦安市心身障がい児手当受給資格喪失通知書

浦安市心身障がい児手当支給条例第7条第1項の規定により心身障がい児手当を支給すべき事由が消滅したので、通知します。

氏 名	
住 所	
受給資格がなくなった理由	
受給資格がなくなった年月日	

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第9号様式（第11条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市心身障がい児手当支払通知書

次のとおり指定の口座に振込みの手続をしましたので、通知します。

受取人氏名	
金融機関名	
本店・支店名	
預金種目	
口座番号	
金額	

内訳

受給者	種別	期間	金額	備考

第 10 号様式 (第12条)

浦安市心身障がい児手当未支払手当請求書

年 月 日

(宛先) 浦安市長

住 所
氏 名
請求者(心身障がい児) 生年月日
受給者との続柄

次の未支払の心身障がい児手当について、浦安市心身障がい児手当支給条例施行規則第12条の規定により、請求します。

フリガナ			
死亡した受給者の氏名		死亡年月日	
死亡した受給者の住所			
未支払期間			
未支払金額			

第 1 1 号様式 (第15条)

(表)

浦安市心身障がい児手当受給資格調査員証	
この者は、浦安市心身障がい児手当支給条例第14条第1項に規定する当該職員であることを証する。	
1	所 属
2	職・氏名
3	有効期間
4	発行日
浦安市長 印	

(裏)

浦安市心身障がい児手当支給条例 (抜粋)	
(調査)	
第 1 4 条 市長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無若しくは手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。	
2	市長は、必要があると認めるときは、心身障がい児に対して、その指定する医師若しくは歯科医師の診断又は更生相談所の判定を受けるべきことを命ずることができる。
3	第1項の規定により質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
注	
1	この調査員証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
2	この調査員証は、有効期間が経過し、又は不要になったときは、速やかに、市長に返還しなければならない。